

五監公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年3月28日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

上下水道局（下水道事業）

4. 監査の範囲

令和6年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和7年3月3日～令和7年3月26日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

例規管理について、改正が必要であることを見落とし、改正前に条例に規定していない職員手当を支給するなど、不備が見受けられる。例規に影響を与え得る上位法令等の改正情報を積極的に収集するとともに、例規改正の要否について複数人で確認するなど再発防止に努められたい。

(2) 所見

令和5年度の下水道事業会計決算における経費回収率は96.21%で、使用料収入で汚水処理費を賄えておらず、一般会計からの繰入金により収支均衡を図っている状況である。

公営企業の独立採算制の原則から、下水道使用料の改定を含めた経営改善に引き続き取り組むとともに、五泉市下水道ストックマネジメント計画に基づく持続的な下水道機能の確保に努められたい。